

懲戒処分の公表

鹿屋市は、下記のとおり懲戒処分を行ったので公表します。

事案の概要	<ul style="list-style-type: none">○ 本市職員及び他団体の職員で組織する任意団体（以下「団体」という。）の会計担当であった被処分者は、借金の返済や生活費として使用する目的で、当該団体名義の預金通帳から不正に現金を引き出すなどの方法により、令和5年5月1日から同年11月3日までの間、延べ39回にわたり合計793,898円を私的に流用した。○ 当該団体の会計処理を行うに当たり、令和5年11月22日、当該団体に所属する被処分者の上司である本市職員が、被処分者に対し当該団体の預金通帳の提出を求めて確認したところ、不正な引出しを発見したことから、被処分者に事実内容を確認した際、被処分者が私的な流用を認め発覚した。○ 被処分者は令和5年12月15日付けで依願退職した。○ 着服金については、令和5年12月1日に全額返済されていることから、市は告発しない。○ 本市は、当該団体に対し公金の助成・補助等は行っていない。										
処分の時期	令和5年12月15日										
被処分者及び処分の程度	<table border="1" data-bbox="496 1227 1313 1615"><tr><td>所 属</td><td>市長事務部局</td></tr><tr><td>性 別</td><td>男性</td></tr><tr><td>年 齢</td><td>20歳代</td></tr><tr><td>処分の種類及び程度</td><td>懲戒停職6月</td></tr><tr><td>処分理由</td><td>地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号同法第33条</td></tr></table>	所 属	市長事務部局	性 別	男性	年 齢	20歳代	処分の種類及び程度	懲戒停職6月	処分理由	地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号同法第33条
所 属	市長事務部局										
性 別	男性										
年 齢	20歳代										
処分の種類及び程度	懲戒停職6月										
処分理由	地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号同法第33条										

【問合せ先】 総務課 人事研修係 （電話）0994-43-2111 内線3361